

令和3年12月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

令和3年12月16日

○出席議員 15人

1番 鈴木克巳君	2番 狩野光一君	3番 渡辺ヒロ子君
4番 照川由美子君	5番 戸坂健一君	6番 磯野典正君
7番 久我恵子君	8番 寺尾重雄君	9番 佐藤啓史君
10番 岩瀬洋男君	11番 松崎栄二君	12番 丸昭君
13番 黒川民雄君	14番 岩瀬義信君	15番 末吉定夫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 土屋元君	副市長 竹下正男君
教育長 岩瀬好央君	総務課長 平松等君
企画課長 高橋吉造君	財政課長 植村仁君
消防防災課長 神戸哲也君	税務課長 大野弥君
市民課長 岩瀬由美子君	高齢者支援課長 長田悟君
福祉課長 軽込一浩君	生活環境課長 山口崇夫君
都市建設課長 川上行広君	農林水産課長 屋代浩君
観光商工課長 大森基彦君	会計課長 水野伸明君
学校教育課長 吉野英樹君	生涯学習課長 渡邊弘則君
水道課長 窪田正君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 吉清佳明君	議会係長 原隆宏君
------------	-----------

議事日程

議事日程第5号

第1 議案、請願上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務文教常任委員長）

議案第59号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算

議案第64号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

(産業厚生常任委員長)

議案第54号 勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例及び勝浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 勝浦市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第56号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第57号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第58号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 令和3年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第62号 令和3年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

議案第63号 指定管理者の指定について

請願第3号 「ワクチン・検査パッケージ」に関わる意見書の提出を求める請願

第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第65号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算

第3 諮問上程・説明・質疑・採決

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第4 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第8号 「ワクチン・検査パッケージ」に関する意見書について

第5 議員の派遣について

開 議

令和3年12月16日(木) 午前10時開議

○議長(松崎栄二君) 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、
議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

議案、請願上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長(松崎栄二君) 日程第1、議案を上程いたします。

議案第59号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議案第60号 令和3年
度勝浦市一般会計補正予算、議案第64号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する
規約の制定に関する協議について、以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。鈴木総務文教常任委員長。

[総務文教常任委員長 鈴木克巳君登壇]

○総務文教常任委員長（鈴木克巳君） 皆さん、おはようございます。議長より御指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査過程と結果について、その概要を御報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月13日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第59号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議案第60号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算、議案第64号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上3件につきましては、議案第59号及び議案第64号、以上2件は全員賛成で、議案第60号は賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第60号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算において、商工費（仮称）かつうら海中公園再生計画事業費について、提案理由説明に納得できない旨の理由があることから、この追加予算分の削除を求め、補正予算に反対するとの討論がありました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（松崎栄二君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松崎栄二君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松崎栄二君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第59号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

[「すみません」と呼ぶ者あり]

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 討論させていただきたいんですが。

○議長（松崎栄二君） 討論、やりますか。

○1番（鈴木克巳君） 補正予算。

○議長（松崎栄二君） 討論、過ぎちゃいましたけど。

○1番（鈴木克巳君） 60号、補正予算について討論させていただきます。申し訳ありません。

○議長（松崎栄二君） 今、討論、過ぎちゃったんですけど、元へ戻しますか。

○1番（鈴木克巳君） 今、資料を整理していて、すみません。

○議長（松崎栄二君） 通告はしてないんですよね。

○1番（鈴木克巳君） 通告してないです。

○議長（松崎栄二君） 討論……。

○1番（鈴木克巳君） 討論、お願いします。すみません。

○議長（松崎栄二君） 討論、入りますか。議員の皆さん、どうですか。討論やりたいんですけど。

よろしいですか。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） じゃ、鈴木議員、討論、どうぞ。

〔1番 鈴木克巳君登壇〕

○1番（鈴木克巳君） 大変申し訳ありません。委員長報告をした上で討論という、なかなか申し訳ありません。よろしくをお願いします。

それでは、議案第60号の補正予算案について、反対の立場で討論いたします。

12月議会に提出された議案第60号 令和3年度一般会計補正予算の歳出に関し、社会福祉費においては、障害者自立支援給付事業の介護給付費・訓練等給付費支給事業費の増加に対する対応や高齢者配食サービスに対する増額補正など、福祉事業に対し増強され、保健衛生費においては、新型コロナウイルスワクチン3回目の接種に関する事業への対応、農業費においては、令和3年産米価格の暴落に対する農家支援対策の早急な対応等、市民生活に深く関わる予算対応や、市の基幹産業である農政への対応など、予算計上に対し、評価できるものであり、補正し、事業を実施すべきものと思いますが、6款商工費（仮称）かつうら海中公園再生計画事業費については、追加予算として502万3,000円が計上されました。この事業費は、令和3年度における建設工事監督員支援業務及び出来形検査に要する経費を補正するとのことであり、内訳は、工事監督員支援業務委託料で435万6,000円、工事検査支援業務委託料66万7,000円であります。

この（仮称）かつうら海中公園再生計画事業は、施設建設に当たって、令和2年度予算として3月に事業費4億円を予算化し、令和3年度に繰越し事業を実施しているところであり、本年5月の臨時市議会に建設事業者のプロポーザルにより選定された東武建設・石井建築事務所共同企業体での建設工事請負契約が提案され、議会議決を経て、工事がスタートしました。その工事の設計と監理は、株式会社石井建築事務所に委託をしています。

しかし、この事業を進める中で、この事業は国の交付金事業であることから、会計検査院による会計実地検査の対象である中で、事業主体である勝浦市に、その建築設計内容等を専門的に確認できる職員がいないため、市としての監理を行える職員の配置なども議会で質問し、その結果として、本年12月1日から、元千葉県職員で、建築に対し見識のある方を職員として雇用し、観光商工課に配置いたしました。

この方の配置により、この事業の進捗に対し、市としての監理ができるものと思いましたが、さらに工事監督、検査を行うため、千葉県建設技術センターへ委託するための事業費の計上であります。

そもそも、（仮称）かつうら海中公園再生計画では、その事業の説明を受けた当初から、事業内容に理解しがたい部分が多岐にわたっており、市議会定例会ごとに補正予算や関係議案の計上、5月、11月議会での臨時会における予算計上にも多くの問題点があり、この間、建設に関する市長専決議案に対する不承認、追加事業予算に対する議案否決がありました。一つの事業で、これほどまでに多くの問題がある事業は、恐らく勝浦市政上、初めてのことはないかと思えます。

さらに、本来は令和3年度末までに完成しなければならないとされていたこの事業であります。事業の期間を令和4年6月まで延期しており、今回の予算質疑の中での確認で、この工事監督員支援業務及び工事検査支援業務について、令和4年4月から6月の3か月の委託費296万5,000円を、さらに令和4年度事業費として、新年度予算に計上するとのことであります。このよ

うな事業費の計上については、本来は事業当初予算で計上すべきであり、途中での補正に対しては、十分に精査した中で計上すべきものであります。

最初に述べたとおり、今回の補正予算の計上は、コロナ禍における市民生活に直結する予算であります。この理解できない（仮称）かつうら海中公園再生計画事業に係る補正予算があることから、反対を表明せざるを得ません。

改めて、この部分を削除した予算を再計上することを求め、議案第60号、令和3年度12月補正予算については反対を表明し、討論といたします。

○議長（松崎栄二君） ほかに討論はありませんか。照川議員。

〔4番 照川由美子君登壇〕

○4番（照川由美子君） 議案第60号、令和3年度一般会計12月補正予算について、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算案は、勝浦市にとって非常に重要な案件に対応するために、必要不可欠な予算であります。主な事業を端的に挙げれば、衛生費において、新型コロナウイルス対策関連、地域医療を支える市内の医療機関に対する支援金の交付に係る感染拡大防止対策事業、ワクチン3回目接種に係る接種体制確保事業の経費が挙げられ、また農林水産費においては、米の買取り価格が下落した作付農家に対する経済的負担軽減のための支援である主食用米等作付農家支援事業の経費等が盛り込まれ、これらを見送ることは到底できません。緊急を要する事業がたくさんあります。反対討論者も、ただいま、討論の内容に「評価している」というふうに上げられました。

特に1款商工費は、かつうら海中公園再生計画事業に係る経費補正についてですが、このかつうら海中公園滞在型観光施設建設事業の適正な進捗を図るには、現有の建築専任職員1名、兼務建築職員1名の2名体制では、その事業規模からして、到底なし得るものではないと考えます。9月議会に、プロを指導するのには、プロの体制を整えることが必要と、議員からの声も上がったと記憶しています。

これ以上、事業の進捗に遅れが生じないように、よりスピードを高め、迅速に事業執行が図れるようにすることは必要なことであり、専任の建築技術職員が不足する中では、工事監督支援及び工事検査支援業務を財団法人千葉県建設技術センターに業務委託することが最も適当であり、これに疑義を唱えるものではないと考えます。

よって、第60号、令和3年度一般会計12月補正予算につきまして、賛意を表しまして、討論といたします。

○議長（松崎栄二君） ほかに討論はありませんか。末吉議員。

〔15番 末吉定夫君登壇〕

○15番（末吉定夫君） ただいま賛成討論の後に、私も賛成なんですけれども、普通、今まで私も27年間、議員をやってきました、賛成討論の後にまた同じ賛成討論をやるということは、1回か2回しかなかったように記憶があります。皆様方も、そういうことは十分承知でしょうけれども、御異論があれば、私のほう、甘んじて受けたいと思います。

そして第60号、一般会計補正予算の賛成の立場で、討論をさせていただきます。うまくできるかどうか分かりませんが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

まず、その中で、海中公園の附帯施設につきまして、お話を申し上げたいと思います。これは、何回かの議会の中で、それぞれ非常に多くの意見を皆様方、徴しまして、ここまでやってまいり

ました。そして先月でしょうか、臨時議会の中において、4名の方が様々な意見を出していただき、私も賛同するところが確かにあったのは、間違いございません。

しかしながら、4億円近い大きな事業をやるにおいては、この海中公園ばかりではありませんけれども、必ずや賛成する人、あるいは、そうじゃない人、これはいて当然だと私は思っております。そこで市長においては、大勢の意見を糧にしまして、どうか一日も早くすばらしい海中公園をつくっていただきと思い、私の願いでございます。

担当課長においては、本当に初めてのこういった例だと思います。今まで、技術的なことはやってなかったんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、どうかひとつ気持ちを大きく持って、市長をバックアップしていただきたいというふうに思っております。

そして、海中公園の施設が勝浦の核となり、大勢のお客が勝浦に来ていただき、冷え切ったこの勝浦が、少しでも大勢のお客様が来て、にぎやかになることを心から願う者の1人でございます。そうであるならば、市議会議員15名の中で、皆さん全員が、よくやったなということで納得をしてくれるんじゃないかなというふうに勝手に思っておるものでございます。

市長は、よくトップセールスとっておりますけれども、トップセールスは、お金をもらうだけではなく、やはり勝浦の発展のためにそういった人たちに大いに来ていただいて、この勝浦をぜひにぎわいのある、すばらしいまちにさせていただくのも、トップセールスとしての責任ではなからうかというふうに思います。

以上、いろいろくだらないことを申し上げますけれども、私の賛成の討論として、終わります。

○議長（松崎栄二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第59号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第60号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手多数であります。よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第64号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規

約の制定に関する協議についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第54号 勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び勝浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号 勝浦市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第57号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第61号 令和3年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第62号 令和3年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第63号 指定管理者の指定について、請願第3号 「ワクチン・検査パッケージ」に関わる意見書の提出を求める請願、以上9件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。久我産業厚生常任委員長。

[産業厚生常任委員長 久我恵子君登壇]

○産業厚生常任委員長（久我恵子君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月14日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第54号 勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び勝浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号 勝浦市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第57号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第61号 令和3年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第62号 令和3年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第63号 指定管理者の指定について、以上8件につきましては、議案第55号については賛成多数で、その他7件については全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第3号 「ワクチン・検査パッケージ」に関わる意見書の提出を求める請願につきましては、請願者に説明を求め、審査を行った結果、全員賛成で採択と決定いたしました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（松崎栄二君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。鈴木議員。

○1番（鈴木克巳君） それでは、ただいま報告のあった委員会の内容について若干、伺いたいと思います。

まず、議案第63号については、本会議の質疑でも明らかになった10月2日土曜日の市長の行動について、委員会ではこのことに関する質問が、まずあったのかどうか。また、質問があった場合は、どのような質問内容で、それに対する市長もしくは副市長の答弁はどのようなものであったか、伺います。

2点目として、本会議質疑では、10月2日の行動の詳細が示されておりましたが、10月2日の行動に対しての質問はあったのか否か。また、あったとすれば、その際の行動に対する答弁について、お伺いをいたします。

次に、10月2日に市長が今回、ソルト、後で議案になっていますが、指定管理者のソルトさんの社長と一緒に行動したということも、本会議質疑で明らかになりましたが、10月2日を参集した主体の方は、主体というか、その質問があったかどうかについて、お伺いをいたします。以上3点、お願いします。

それと、もう1点、請願のほうなんです。請願者は勝浦市内、杉戸の藤江さんから出ておられて、紹介議員もおりますが、この請願については勝浦市だけ、勝浦市の方なので、勝浦市だけなのか。それとも県内とか近隣とか、そういう議会に対しての請願がされていたかどうかの確認がとれていれば、お伺いします。以上です。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。久我産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（久我恵子君） それでは、お答えを申し上げます。1点目、議案第63号で、質問があったのか、なかったのか。質問はございました。

その質問の内容でございますが、多種にわたっておりまして、大体なんです。10月2日の件、あとは事業内容のネーミングライツ、あるいは夜間のライトアップ、そういうことの質問がございました。あとは従業員の募集、あるいは売上げの5%に対しての質問がございました。

それに対する市長あるいは副市長の答弁です。10月2日に案内をしたときの質問がございましたが、このとき、市長の答弁といたしまして、地元の食材や景勝地への案内をして、勝浦を知ってもらいたいという答えがございました。

あとはネーミングライツ、その他、ライトアップに関しては、事業者が決定した段階で今後、協議をしていくというような答えがありました。

あと2つ目は何でしたっけ。2つ目が、まだあるんです。あとはいいのかな。

あと4つ目の質問の、社長と会った日という、この質問がちょっと聞き取れなかったんですが、もう一度、聞き直してよろしいですか。

○議長（松崎栄二君） 鈴木議員。

○1番（鈴木克巳君） これは1回目です。10月2日の、今、1問目、答えてもらいました。2問目については、10月2日の行動の詳細、いわゆるどこに行ったかという質問があったかどうか。本会議では、佐野のほうに伺った。農家に伺ったというふうな答弁でありました。そのほかにも行動されているのかどうかについて質問があって、それに対してどういう行動があったかどうかの確認です。

それとあと、10月2日に市長が同行しているということについては、市長なりに依頼があった

んだらうと思います。市長のほうが、これを設定したということではないと思いますので、その辺のことについての具体的な質問があったかどうかと、答弁。以上について先ほど、3点だけ伺います。

○議長（松崎栄二君） 久我委員長。

○産業厚生常任委員長（久我恵子君） すみません。失礼いたしました。

10月2日の詳細につきましては、本会議でも答えがありました。市内の漁業者、漁業施設、そして農業施設、それから商業施設というか、生産されている方ですね。そこに御案内したと。そのほかには理想郷のほうへ行ったという回答がございました。それが10月2日の詳細でございます。

あと、これを設定したのは誰かということなんですが、この中で、誰が設定したかというような質問が、本会議ではあったと思うんですが、委員会では、この質問はなかったと思われます。

請願については、請願者の説明を受けまして……。

○議長（松崎栄二君） 勝浦市だけか。

○産業厚生常任委員長（久我恵子君） 失礼しました。これが勝浦市だけかということ、勝浦市が初めてというような説明を受けております。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 委員長ありがとうございました。1つ目の市長の行動についての問題ですけど、私も、実は傍聴させてもらったんですが、答弁内容がよく分からない部分があったので、改めてここで確認の意味を含めて、質問させてもらっています。

1問目の10月2日の市長の行動については、市長も、ソルトの井上社長と会っているということで、井上社長と10月2日に。そのほかにも、それは本会議の、出てきた勝浦市の観光とか商工に関する幹部の方と会っている。役職は名前が出ていましたので、ここではあえて言いませんけど、そういう方と市長が会ってということが分かりました。

市長は何でそれを、市長が私的に行動したというふうなことが本会議で言われていましたが、それについても、委員会でもそういうような話があったと思うんですけど、もうちょっと具体的に委員長、言ってもらわないと分かりません。地元を知ってもらいたいから案内したと。案内した先は2番目で聞きましたけど、今の答えですと、漁業者と農業施設と生産者と理想郷ということですが、これもちょっと具体的にどこに行ったかというのは、委員会で話しています。私も聞いています。そのところは聞いています。もう一度、これ確認の意味でお伺いしたいのですが、どこに行ったのかということについて再度、お伺いをします。

それとあと、10月2日の参集について、これ聞いていると思うんですよ、委員のほうで。それに対して、副市長は答えています。結果的にそのところは、委員長のほうから、もう一度、具体的にお示ししていただきたいと。それがないと、もう一つ用意している質問、確認がとれませんので、よろしくをお願いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。久我委員長。

○産業厚生常任委員長（久我恵子君） 確かに委員会の中で、固有名詞とされるものが出ておりましたが、ここで固有名詞を言っているのかどうかというふうに思っております。それで、先ほどのように漁業関係者というような説明をさせていただきました。

市長の行動につきましては、鈴木議員も傍聴で聞いていて、お分かりだったということですが、

私もちょっと聞き取れず、メモし切れなかったところもございますので、ちょっと分からないことも、今、聞かれた中で、はっきりとメモできなかったこともございます。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） うまく逃げてるといふかね。ちゃんと委員長としては、自分がやった委員会をしっかり確認してください。そうでないと、委員長の意味がありませんと私は思います。それは私の考えですので、それを質問はしていませんので、そこんところは、そう思いましたので。

最後に一点、確認だけさせてもらいます。委員長も、メモがとれなかったということでありますので、それはやむを得ないかなと。確かに早口だったり、なかなか録音、自分がしているわけじゃないので、そのことについては、私も委員長やっているんで、了解します。

最後に確認なんですが、これを言ったか言わないかということについて、私は一つだけ確認しておきたいんですが、委員会の中で最後に、副市長が自ら話してくれました。そのことは7月2日以前に、まず1点目として、ソルトという会社を6月か7月に知った。指定管理は三日月にやってもらえば良いと思った。国内外にレストランを展開している会社、ソルトがですね。やっている会社に、三日月さんと一緒に、本社のある広尾に伺った。ソルトさんは勝浦を知るために、何度か勝浦には来ている。会社のほうから、10月2日に来ると副市長が聞いたので、副市長から市長に話をし、同行してもらった。最終的にソルトが引き受けたということになります。

このことについて、委員会のほうで、副市長が自ら述べられたと私はメモがしてあったので、この確認を委員長にさせていただきます。以上です。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。久我委員長。

○産業厚生常任委員長（久我恵子君） 確かに、今おっしゃられたような内容は、私のほうもメモをいたしております。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、狩野議員より発言通告がありました。狩野議員。

〔2番 狩野光一君登壇〕

○2番（狩野光一君） では、議長のお許しをいただきましたので、私から議案第55号 勝浦市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について、反対の立場で討論を申し上げます。

本案については、議案質疑及び委員会質疑において質問させていただきました。同じような質問にもかかわらず、丁寧に御答弁をいただき、ありがとうございました。

御答弁を通じまして、使用者負担の適正化、並びに近隣自治体との均衡について、その意義について、自分なりに理解をすることができました。むしろ、長年にわたって低廉な使用料でサービスを提供いただいていたことは、称賛されるべきだと思いつつ同時に、厳しい財政事情の中で、使用料を維持されてきた関係者の皆様の御苦勞をお察しいたします。

現在、コロナ禍の影響で、市内のみならず社会全体の経済が低迷し、市民の生活に少なからずの悪影響が及んでおります。これを承知されているからこそ、様々な支援が現在進行形で検討・実施をされているはずで、ここで、ただ一点、このような状況にもかかわらず、今、このタイミングで生活インフラの使用料の値上げを敢行することへの疑問、これを払拭することができま

せんでした。

したがって、本案については、コロナ禍の終息と市民生活への影響を見極めた上で、再度、上程いただくことが適当であると、自分の考えを申し述べ、また議員各位に対し、御理解をお願い申し上げ、本案に対する反対討論といたします。

○議長（松崎栄二君） ほかに討論ありませんか。岩瀬洋男議員。

〔10番 岩瀬洋男君登壇〕

○10番（岩瀬洋男君） 私は、議案第55号 勝浦市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

勝浦市にとって、財政の健全化は長年の課題であり、使用料は、金額は小さいものの、重要な構成要素の一つであります。この火葬場の使用料は昭和62年から据置き、他市と比較しても、低廉な使用料で提供しているものであります。消費税の値上げがあっても、なお据え置いていたものと説明がありました。また、今回の料金変更にしても、他市に比べても低いものであります。今後の施設の維持管理のためにも、その時期においても、早ければ、適正化が近づいてくるものと考えます。

したがって、今回の条例制定は、使用者負担の適正化から見ても妥当と考え、賛成討論といたします。

○議長（松崎栄二君） ほかに討論ありませんか。鈴木克己議員。

〔1番 鈴木克己君登壇〕

○1番（鈴木克己君） 議案第55号 勝浦市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

議案第55号の説明によりますと、火葬場の使用区分及びその使用料の額を見直すため、所要の改正をしようとするものでありますが、今回の改正案は、条例の別表で定められている使用区分と使用料を大幅に改正するものとなっています。

使用区分と使用料において、現行の「15歳以上」を「12歳以上」と3歳低年齢化し、利用料金を現行の「15歳未満」を「12歳未満」とするものであり、使用料金については、現行の6,000円から12歳以上を1万円に、12歳未満の3,600円を7,000円にしようとするものであります。その他、死産児、改葬遺骨、四肢等は、それぞれ1,500円を3,000円に改めようとするもので、市外の者の料金は据置きとしています。

この改定の議案となっている市営火葬場の利用料については、昭和63年4月に改定されてから本年まで33年間、料金改定をしておりません。その間、平成17年に全面的な改築が行われ、近代的な火葬場としてのかつうら聖苑が建設され、そして指定管理者による管理運営がなされています。利用料金について、平成17年の新火葬場としてリニューアルされた段階で、料金改定の検討もされましたが、この施設は特殊なものであり、市民サービスの観点からも、利用者の死という場面に対する思いからも、近隣同様施設との比較ではなく、勝浦市としての思いによるものの料金設定であったと思います。

市の説明では、近隣施設との均衡と利用料金の適正化に対する対応とのことでありますが、なぜ今なのか。特にコロナ禍における市民の生活環境と市民負担を考えたときに、値上げということに対し、簡単には市民の理解は得られないと思います。

市議会においても、異論も出されております。市民の生活を守る立場にある我々議会は、安易

に世間の物価の値上げと同じように処理することは、間違いであると思います。我々が議会で結論を出し、値上げするということは、結果が市民生活に影響するものであると同時に、この議決が市民生活に大きな影響を与えることを考えると、来年度からの手数料及び対象年齢の引下げに対するこの議案には、反対せざるを得ないものであります。

よって、議案に賛成できない旨を主張し、反対討論といたします。

○議長（松崎栄二君） ほかに討論ありませんか。磯野典正議員。

〔6番 磯野典正君登壇〕

○6番（磯野典正君） 私は、議案第63号 指定管理者の指定について、反対の立場で討論させていただきます。

（仮称）かつうら海中公園滞在型観光施設の指定管理者の指定に当たり、ソルト・コンソーシアム株式会社様が指定管理候補者として提案されました。ソルト・コンソーシアム様の事業内容等をホームページ等で拝見させていただきました。外食産業では、とても有名な企業であり、外国にも進出されている、飲食を中心とした企業様であることを確認させていただきました。

今回提出された資料の概要に、ソルト・コンソーシアム株式会社としての経営力を基に、国内、世界の方々の来客を促すよう発信するということや、勝浦市でしかできないことを食を通じて表現していく。海中公園施設が最終目的地となるように、来客者にとって魅力のある、感動する施設にしていくという記載がございました。とても魅力的な施設運営をされるのではないかと期待もございます。

一方で、ソルト・コンソーシアム様からの試算表では、令和4年7月から令和5年6月を例にしますと、売上げ予測を約1億6,700万円とし、経費を差し引いた利益予測を約554万円としております。しかしながら、6月の議会で、入浴施設の利用料1,200円には入湯税も含まれているという答弁がされました。そうした場合、入り込み数を3,800人に対し150円の入湯税を掛けますと、570万円となり、初年度から、少額であります。赤字となる試算であります。もちろん、大きなマイナスではありませんが、初年度からマイナスになる想定は望ましくないことから、試算の見直しを求めるものところでございます。

この（仮称）かつうら海中公園滞在型観光施設の建設は既に進んでおりますが、追加工事や今回の補正予算への計上、そして来年度の当初予算にも予算計上が出されるということも分かってきました。一体、この施設にどれだけの予算をつぎ込むのでしょうか。今回は指定管理者の指定に対する反対討論であります。この施設の建設にそもそも私は反対している以上、どのようなすばらしい企業様が指定管理者となったとしても、受け入れることが困難であります。

以上のことから反対討論といたします。

○議長（松崎栄二君） ほかに討論はありませんか。黒川民雄議員。

〔13番 黒川民雄君登壇〕

○13番（黒川民雄君） 議案第63号 指定管理者の指定について、私は賛成の立場で討論をいたします。

今回行おうとしている「かつうら海中公園滞在型観光施設」については、来年7月の開業を目指し、鋭意その事業進捗を図っているところであります。私といたしましても、その開業を待ち遠しく思っている次第であります。

勝浦市には、風光明媚な自然が存在します。しかし、新たに目玉となる観光施設がございませ

ん。観光客も、鴨川市には大勢来ておりますが、勝浦市にまで足を延ばしていただけていないのが現状であります。お土産品も売れない。市内にお金が落ちない。日本三大朝市の一つとなっております勝浦朝市も、昔のようなにぎわいが現在のところ、ない。市内商店での購買力も上がることがない。まさにないない尽くしの勝浦市であります。

皆さん、果たしてこのままでよいのでしょうか。私は違うと思います。いま一度、この勝浦に活気を取り戻し、元気いっぱいの勝浦にしていかなければなりません。その先駆けとなるのが今、行っている「かつうら海中公園滞在型観光施設」であります。

この施設の指定管理者候補となるソルト・コンソーシアム株式会社は、日本の国内にとどまることなく、世界に手を広げて事業展開をしている、日本有数の事業者であります。その会社の「経営力をもとに、国内、世界の方々の来客を促すような発信をしていく」としていることに、勝浦市としてシェイクハンドしなくていいのでしょうか。

今までにない施設ができる。今までにない集客が見込める。今までにないチャンスがめぐってきたと私は思っております。先ほど言った「ない」と、ただいま申し上げた「ない」とでは、どちらが勝浦にとってよいのでしょうか。言うに及ばないと思います。

どうか賢明な議員皆様方、私と同じ熱い思いを共有していただき、議案第63号 指定管理者の指定について、賛意を示していただきますよう、心からお願いを申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（松崎栄二君） ほかに討論はありませんか。末吉議員。

〔15番 末吉定夫君登壇〕

○15番（末吉定夫君） 先ほどと同じようなことで、大変申し訳ないんですが、まず討論の前に一言申し上げたいことがございます。先ほど鈴木克己議員が産業厚生委員長に対し、委員長なら、もう少ししっかりしろと、そういうふうには言わなかったけれども、何かそのように私はお受けしました。これはやはり、委員長とすれば、個人情報もあるだろうし、様々なことがあつてのことで、そういう答弁をしたのではなからうかというふうに思っております。

鈴木議員も総務委員長という職をやっておりますので、その辺のところは、ぜひひとつ、もう一度お考えをいただきまして、どんなものかなということ、皆さん方にも御理解をしていただければなというふうに、まずは、苦言ではございませんけれども、私からお願いをしたいというふうに思っております。

それでは、議案第63号 指定管理者の指定についてを一言、賛成の立場で申し上げさせていただきます。

この問題につきましては、10月2日のことを皆様方、多くの方々が市長に対して質問をしておられました。これにつきましては当初、3社の方々が、海中公園に対して手を挙げたということで、最終的には1社のソルトですか、その方が残ったというように聞いておりまして、まさに出しておりますけれども。その会社が、この勝浦を見たいということで、市長のところに来たんだと思いますけれども、それに対して市長は当然、勝浦の、先ほど申し上げましたけれども、冷え切ったこの勝浦をぜひ何とかしていただきたいということで、その会社を呼んで、それぞれの産業の農家とか漁業、そういったところに連れて行って、見てもらったというふうに感じております。それを土曜日であれ、平日であれ、そして誰が一緒に行ったであれ、私は全然問題がないんじゃないか。この勝浦が少しでも、海中公園の完成によって、お客さんが来ていただき、先ほど言い

ましたけれども、この勝浦をすばらしい、いいまちになるよう、そして、市民の皆様が安心して暮らせることになること、私は一番いいんじゃないかというふうに思っています。

ですから、そういった関係上、大変簡単ですけども、それにはぜひ、ますます、そういうことを大いにやっていただいて、これは私の私見かも知れませんが、この勝浦がよくなることを心から期待を申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） これをもって、討論を終結いたします。11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（松崎栄二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木議員より発言を求められておりますが、皆さん、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員、発言をお願いします。

○1番（鈴木克巳君） 先ほどの委員長に対する質疑の中で、私の問いに対して、答えが不十分であったことがありましたが、それに対して、私が委員長に対し、個人的に誹謗したような発言をしたという自覚もあります。

これについては、全く議会として、皆さんには納得いただけないものと考えまして、その部分については訂正をさせていただきます。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（松崎栄二君） ということであります。

それでは、これより議案第54号 勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び勝浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第55号 勝浦市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手多数であります。よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第56号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第57号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第58号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第61号 令和3年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第62号 令和3年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第63号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（松崎栄二君） 挙手多数であります。よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

○議長（松崎栄二君） 次に、請願第3号 「ワクチン・検査パッケージ」に関わる意見書の提出を求める請願を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、請願第3号は、採択と決しました。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（松崎栄二君） 市長より議案の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付してありますので、御了承願います。

それでは日程第2、議案を上程いたします。

議案第65号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

[市長 土屋 元君登壇]

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました議案第65号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であり、国の施策として実施する18歳以下の子ども1人につき10万円相当を給付する事業のうち、既定の1人現金5万円を除く残りの5万円について、国の補正予算の成立以降に速やかに現金で支給するため、その所要額を補正するものでございます。

歳入歳出予算においては、既定予算に8,416万2,000円を追加し、予算総額を115億6,159万2,000円にしようとするものでございます。

歳出予算のうち、民生費において、児童福祉費に8,416万2,000円を追加しようとするものでございます。

これに対する財源といたしまして、歳入予算のうち、国庫支出金8,416万2,000円を追加計上しようとするものでございます。

以上で、議案第65号の提案理由の説明を終わります。

○議長（松崎栄二君） これより質疑に入ります。

発言につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただき、質問者、答弁者とともに、発言は簡潔明瞭をお願いします。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、それぞれ答弁を含め、30分以内といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

質疑はありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） ただいま提案されました子育て世帯への臨時特別給付金事業は、説明書によりますと、現金給付ということでの提案であります。

今日の読売新聞にも、もう早速出ていましたけど、勝浦市も10万円を現金で支給するというような情報も、とうに流れていまして、盛んに毎日、テレビで報道し、国会のほうでも現金給付は了承されたということでもあります。

そこでお伺いしますが、12月議会の最初の日に、この提案が、これじゃなくて5万円の提案がされて、そのときには、2回目については、まだこれからの検討ということでありましたが、1回目の5万円の支給が24日ということでありました。そして、今回についても、これが一括で10万円を支給してしまうという市町村、全国で見ますと、あります。勝浦市の場合はここを2回に分けるのか。一括でできるのか。そして、2回に分けるとしたら、この2回目はいつ頃を予定されるのか。私としては、この事務費を極力減らすためにも、できるものであれば、年末に一括10万円給付がいいのかなというふうに思いますが、それについてお伺いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。軽込福祉課長。

○福祉課長（軽込一浩君） お答えをいたします。これまで、クーポン配付を前提としておりました残り5万円相当分を、当初の5万円に上乗せをし、現金10万円として、これを一括で来週金曜日24日に給付するよう、予定させていただいております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） そうしますと、大変な御英断、ありがとうございます。年内に10万円給付されると。

ただ、これ、最初のときに質問しましたが、児童手当以外の高校生等については、やはり申請主義だということになっていると思います。その辺の手続をどのように進めるか、お伺いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。軽込福祉課長。

○福祉課長（軽込一浩君） お答えをいたします。高校生等、申請手續をこちらで求める部分につきましては、この予算成立後、速やかに申請依頼のお知らせをいたしまして、申請書が届き次第、

所得を把握いたしまして、対象者には、速やかに支給するよう手続を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） じゃ私から、ここに人数的なものを書いてあるんだけど、これ、いつからの基準で、児童、そして18歳。そこで、年齢的に、例えば支給する前の1か月ぐらいで、その人が19歳になっちゃったとか、その辺の問題あって、その辺の裁量というのはどうするのか。国のほうはこういつているんだけど、勝浦市として、その辺の裁量も、あっていいのかなと思う話なんですよ。

その辺で、もしそういう人数が、いつからどうなのか分かれば、教えていただきたい。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。軽込福祉課長。

○福祉課長（軽込一浩君） お答えをいたします。対象者につきましては、一般的に18歳以下と言われておりますけれども、この事業におきましては、平成15年4月2日以降、来年の3月31日までに生まれた児童ですか、これが対象となっております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 生まれた人数はいいんですよ。私、聞いているのは、18歳から19歳になっちゃう問題があるでしょと聞いているんです。3月までと……。ちょっと分からないから教えてもらいたい。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。軽込福祉課長。

○福祉課長（軽込一浩君） お答えをさせていただきます。ちょっと繰り返しになりますけれども、一般的に18歳以下ということで言われておりますけれども、この事業につきましては、平成15年4月2日以降に生まれた方が対象となっております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。末吉議員。

○15番（末吉定夫君） 今、生まれている子はいいんだけど、たしか前に、来年の1月から3月までに子どもについても、対象であるということを聞いたんだけど、それは間違いがないのかどうか、ちょっと聞きたいんです。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。軽込福祉課長。

○福祉課長（軽込一浩君） お答えをいたします。新生児につきましては、来年令和4年3月31日までに生まれたお子さんが対象ということになっております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。末吉議員。

○15番（末吉定夫君） これから生まれるのは大丈夫だということだよ。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。軽込福祉課長。

○15番（末吉定夫君） いい、今、分かった。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬義信議員。

○14番（岩瀬義信君） じゃ私、一つだけ。18歳未満の方で、ただけない、対象外になる方、例えば960万円を持っている子どもたちには、もらえないところがあるわけですよ、所得が。所得が960万円。例えば1,000万円の所得のある、お子さんを持っている人は、もらえないということですよ。意味が分かりませんか。分かっていますよね。

そういう家庭は、勝浦には今回、何件ぐらいあるのかなと思って。ちょっと思ったんですけども。意味分からないですかね、私が。それ、ちょっとお尋ねします。

- 議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。軽込福祉課長。
- 福祉課長（軽込一浩君） お答えをさせていただきます。所得制限限度額以上の世帯は、こちらあくまでも今年9月分の児童手当支給時におきます児童手当対象世帯で言いますと、33世帯、55児童でございます。以上でございます。
- 議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（松崎栄二君） これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号については、委員会の付託を省略することに決しました。
これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（松崎栄二君） これをもって、討論を終結いたします。
これより議案第65号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕
- 議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

諮問上程・説明・質疑・採決

- 議長（松崎栄二君） 日程第3、諮問を上程いたします。諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。
〔市長 土屋 元君登壇〕
- 市長（土屋 元君） ただいま議題となりました諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。
本案は、令和4年3月31日で、人権擁護委員、玉田忠一氏の任期が満了することに伴い、千葉地方法務局から候補者の推薦依頼がありましたので、新たに後任に岩見泰代氏を委員の候補者に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めようとするものでございます。
岩見氏の経歴を申し上げますと、昭和55年3月に千葉敬愛短期大学を卒業後、同年4月から柏市立柏第一小学校教諭として奉職以来、令和2年3月に退職するまでの間、大多喜町立総元小学校教頭、勝浦市立上野小学校教頭、大多喜町立大多喜小学校教頭を歴任されました。
また、退職後は、令和2年4月から、いすみ市内の小学校において、特別非常勤講師として勤務されております。

今後もさらなる御活躍が期待されており、その人格と識見は、人権擁護委員として適任であると考えます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で、諮問第2号の提案理由の説明を終わります。

○議長（松崎栄二君） これより質疑に入るのですが、発言通告はありませんでした。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、諮問第2号は、原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（松崎栄二君） 日程第4、発議案を上程いたします。発議案第8号 「ワクチン・検査パッケージ」に関する意見書についてを議題といたします。

発議者から提案理由の説明を求めます。久我恵子議員。

〔7番 久我恵子君登壇〕

○7番（久我恵子君） 議長より御指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第8号 「ワクチン・検査パッケージ」に関する意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、「ワクチン検査パッケージ」新型コロナウイルスワクチン接種者と、検査で陰性が確認された者は、行動規制が緩和され、感染予防をしながら、経済活動を再開させるための制度であります。

しかしながら、今回のワクチン接種に対し、不安を持つ者もいます。また、アレルギー疾患などを有するために接種ができない者もいます。

よって、国におかれては、「ワクチン・検査パッケージ」の導入・運用に当たり、ワクチン未接種者への差別や社会の分断を生まないように、格別の配慮を要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意を御賢察の上、よろしく御審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（松崎栄二君） これより質疑に入るのですが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第8号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第8号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、発議案第8号「ワクチン・検査パッケージ」に関する意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、発議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議員の派遣について

○議長（松崎栄二君） 日程第5、議員の派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第164条の規定により、お手元へ配付の議員派遣の件について、承認を得ようとするものであります。

お諮りいたします。これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

閉 会

○議長（松崎栄二君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和3年12月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前11時33分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第54号～議案第65号の総括審議
1. 諮問第2号の総括審議
1. 発議案第8号の総括審議
1. 議員の派遣について

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員